

各府省の業務改革の取組及び機構・定員への反映状況（概要）

- 「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に基づき、各府省は、総務省が策定する「国の行政の業務改革に関する取組方針」を踏まえて、業務改革に取り組み、これを基に毎年度の機構・定員要求を行い、内閣人事局は、こうした各府省の業務改革の取組を、機構・定員審査に適切に反映することとされている。
- これを受け、平成31年度の機構・定員審査において、各府省が取り組むこととした業務改革の内容を取りまとめ、公表するもの。

業務改革の取組(主なもの)

⇒ 各府省の詳細な取組については別表参照

○ 業務の実施方法・体制の見直し

- 課徴金減免申請があった順に担当者を決めてきた従来の運用を見直し、同一業種の減免申請の処理については同一の担当者が引き続き担当する等、案件の処理方法を見直し【公正取引委員会】
- 外務大臣の外国出張時の対応の簡素化、国会対応の合理化等【外務省】
- 業務の処理基準の明確化を図るとともに、地方支分部局から本省への報告を一部廃止【厚生労働省】
- 定型的な業務や、導入後時間が経過し知見が蓄積された業務等についてマニュアルを整備【内閣府、宮内庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省】

○ 行政のICT化の推進

- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化等の取組を一層推進【財務省】
- 海上交通情報機構処理システムの改修を行い操作性を向上させる【国土交通省】

○ 民間能力等の活用

- 通信販売に係る業務について、業務委託を拡大【消費者庁】
- 遺伝子組換え生物に関する対策について、外部専門家の知見を活用することにより職員の業務量を減少・合理化【環境省】

機構・定員への反映状況

各府省は、上記のような業務改革に取り組み、これによる合理化（約▲1,800人）を含め、平成31年度の減員は政府全体で▲5,559人（これに対して、増員は5,486人）。